



憎悪犯罪に関する連邦法

連邦捜査局
公民権係

合衆国法典第18編第245条と第18編第249条の比較

245	249(a)(1)	249(a)(2)
故意に行動する	故意に行動する	故意に行動する
武力の行使または 武力の威嚇	凶器で身体的危害 を加える、または 加えようとする	凶器で身体的危害 を加える、または 加えようとする
人種、皮膚の色、 宗教、又は出身国 に基づいて行動する	人種、皮膚の色、 宗教、又は出身国 に基づいて行動する	宗教、出身国、性別、 性的指向、性自認、 又は障害に基づいて 行動する
行使していること に対して行動する	制限なし	州際若しくは国際の通 商に影響を及ぼすことを 立証しなければならない
修正第13条	修正第13条	合衆国憲法第1条第8項



憎悪犯罪に関する連邦法

連邦捜査局
公民権係

合衆国法典第18編第247条と第42編第3631条の比較

247(a)(1)	247(a)(2)	247(c)	3631
意図的に行動する	意図的に行動する	意図的に行動する	故意に行動する
宗教的不動産の改ざん、損害、又は破壊	武力の行使または武力の威嚇で人を妨害する	宗教的不動産の改ざん、損害、又は破壊	武力の行使または武力の威嚇で加害、脅迫、又は妨害を図る
不動産の宗教的性質に基づいて行動する	宗教的信念を行使する自由の享有を妨害するために行動する	当該不動産に関連する者の人種、皮膚の色、又は民族的特性に基づいて行動する	住居を購入・賃貸していること、又は住居に住んでいること及び人の人種、皮膚の色、宗教、出身国、性別、障害、又は家庭状況に基づいて行動する
州際の特許に影響を及ぼすことを立証しなければならない		制限なし	制限なし
合衆国憲法第1条第8項		修正第13条	修正第13条